

# 令和6年第4回安平町議会臨時会会議録

令和6年5月9日（木曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年5月9日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員（1名）

議席番号

5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

---

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		行政報告
日程第4	議案第1号	追分小学校空調設備設置工事（機械整備）請負契約の締結について
日程第5	議案第2号	町民センター改修建築主体工事請負契約の締結について
日程第6	議案第3号	町民センター改修機械設備工事請負契約の締結について
日程第7	議案第4号	町民センター改修電気設備工事請負契約の締結について

---

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	工藤秀一
6番	工藤隆男

## 会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

### ◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。3月定例会以降、4月に入りまして気候も例年になくいい気候で推移しておりまして、農作業等も順調に推移していると聞いていましたところ、桜も安平町にしましては早く開花がありまして幸先がいいなど思っていましたら、過日皆さんご承知のように追分地区で熊が出没して騒動になりました。後ほど行政報告でもあると思いますが、自然の近いところに住んでいる我々としても毎日そういったことも気を付けながら生活していかなければならないと実感させられたところです。

本臨時会は議案の配布のとおり議案が4件あります。それぞれ大事な案件ですので、慎重に審議していただくことと、説明員の皆さんにおかれましては理解していただけるよう丁寧に説明をしていただきたいと思いますようお願いしましてあいさつに変えさせていただきます。

それでは臨時会の開会に先立ちまして教育長から就任あいさつの申し出がありますのでこれを許可します。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 皆さんおはようございます。議会の貴重なお時間をいただきまして就任のごあいさつをさせていただきます。

はじめに就任にあたりまして、安平町初めての民間出身、また、町内で子ども園を運営する私立学校法人の出身ということで、様々なご意見や思いを抱いている方がいらっしゃることを承知しています。そういったものを全て真摯に受け止めて、この職に就いたからには私人ではなく公人としてしっかりと職責を全うしていきたいと思っています。

また、教育行政執行にあたりましては、安平町の総合計画並びに生涯学習計画、この実現に向けて教育委員会事務局及び学校現場また社会教育団体としっかりと連携を図りながら町で暮らす全ての人々が笑顔で生き活きと過ごしていけるよう今まで取り組んできた強みを活かしながら特定分野に偏ることなく進めていきたいと思っています。

今、安平町は多くの自治体、また、子育て世代から注目を受けている町です。その町の強みをこれからも伸ばしていけるようしっかりとこの責務を果たしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが就任のあいさつと代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。会議の前にご報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありますのでご報告します。それでは臨時会を開会します。

---

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長(多田政拓君) 只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますので、只今から令和6年第4回安平町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

---

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多田政拓君) 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

1番 工藤 秀一 議員  
6番 工藤 隆男 議員 を指名いたします。

---

◎ 日程第2 会期の決定

○議長(多田政拓君) 日程第2、**会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は**本日1日限り**と決定いたしました。

---

### ◎ 日程第3 行政報告

○議長(多田政拓君) 日程第3、**行政報告**を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

[及川町長挙手]

○議長(多田政拓君) 町長。

○町長(及川秀一郎君) 皆さんおはようございます。冒頭の議長のごあいさつの中にもありました熊の出没情報による対応につきまして、行政報告をさせていただきますと思います。

5月2日木曜日、午前11時55分に追分白樺2丁目の住民から熊の目撃情報が寄せられました。情報内容は11時50分頃、鹿公園パークゴルフ場側から浄水場側へ町道を横断しようとしている熊の目撃情報で、その後12時13分に鹿公園ドッグラン付近、12時20分にぼっぼ苑裏、12時26分に岩手屋旅館付近、12時30分に追分小学校に向かう坂道、14時00分に柏が丘球場入口付近での目撃情報が相次いで寄せられました。町の対応としまして、ハンター3名による巡回、職員による広報活動、町のホームページ及び防災無線で町民への注意喚起等を行ってまいりました。

この間、町では13時00分に熊対策本部を設置し、情報共有、役割分担等の確認を行うとともに、学校関係への情報提供及び対応状況の確認、鹿公園キャンプ場の対応状況、ゴミステーションへの情報等掲示、自治会等への情報共有等を行っています。

14時30分頃、巡回中のハンターが国道234号線の旧陽光苑付近で、徘徊中の熊を発見。その後、14時50分に国道を横断し、追分美園の農村地区に移動した熊を、警察の発砲許可を受けた後、15時45分に駆除いたしました。第1報の通報から駆除に至るまで幸いにして人畜等の被害はありませんでした。駆除しました熊は体長1.2m、体高0.8m、推定年齢2歳のオス熊で、目撃情報

の全てが単一個人情報で、西側から東側に移動後の情報が無いことから単一  
個体と判断し、16時30分熊対策本部を解散いたしました。

5月に入り、全道各地で熊の目撃情報が連日報道されておりますが、町と  
しましては引き続き、町広報紙やホームページ等で注意喚起に努めてまい  
ります。

以上、熊の出没情報による対応についてご報告いたします。

- 議長（多田政拓君） 町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質  
疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありま  
せんか。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。

- 4番（鳥越真由美君） 町の対応の中に防災無線で町民への注意喚起を行っ  
てまいりましたという部分があるのですが、まず1点目としてその防災無線で  
の地区名の決定の仕方。この日は防災無線から流れてきた文言が熊の情報と  
して青葉地区、本町と流れたのですね。その後、建設課の方が青葉会館を封  
鎖しに来ましたのでどうしたのですかと言ったら、鹿公園で熊が出ました  
と、そういう目撃情報がありましたと。周りにいた方があれ白樺であって青  
葉じゃないよって。青葉と聞いた時に去年か一昨年、青葉の奥の線路の方で  
冬に足跡が目撃されたこともありましたので、また向こうなんだねみたい  
に言っていたら実は目の前だったということがちょっと衝撃だったみたいで、  
それでその後、総務課の方にお電話させていただいたのですが、地区名を、  
結構な距離があるのでどう決めているのかなというのが単純な疑問だった  
のが1点と。

それから今回は鹿公園側から本町の方に移動しているのですが、その時に  
センターブリッジを通らなかったのか通ったのかわからないのですが、もし  
センターブリッジで熊や不審者に遭遇したら何か町は考えているのかいと、  
地域の方に言われまして、ああ逃げるところが無いなど。線路に下りるか戻  
るか、でも何か音を鳴らすとか何かできないか。子どもたちは小さい子たち  
は皆防犯ブザーを持っていますが、それ以外はなかなかないところを今後ど  
ういうふうに今聞かれてどうしますという方向性は答えられないとは思っ  
たのですが、センターブリッジの防犯に対する考え方と防災無線の地区名を決定  
する時の情報共有をどうしているか2点お願いします。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） ご質問にお答えします。まず、行政報告にもありましたとおり第一報は11時55分ということで、その後役場に不確実な目撃情報が多数寄せられたと。例えばぼっぼ苑ですとかその裏にも出ていますと。その後、防災無線をかける直前に北海道銀行の近くにもいるというお話もありまして、まず現地を確認している最中でまだ目撃は、関係者で熊を確認はしていなかったのですが、これは熊の出没の可能性が極めて高いと判断しまして、産業振興課長と副町長協議のうえ、防災無線による住民周知を最初に行っています。その際、緊急時における防災無線の使用においては過去の議会でもいろいろありましたが、自動音声ではなかなか聞こえづらいという声も多数寄せられていたことから肉声による放送を行ったものです。その際、原稿づくりにおいて多数のその目撃情報からいろいろな錯綜もありまして、白樺地区を入れることなく放送してしまったと。こちらについてはご指摘のとおりにかと思えます。

鳥越議員からご指摘のお電話がありまして、防災無線については計4回放送したのですが、3回目から修正の上対応しています。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） センターブリッジの関係については建設課が担当しています。センターブリッジについては、監視カメラがあって、そのセンターブリッジ上の何か異常があればその監視カメラで情報をキャッチして対応するという事は可能ではあるのですが、今回のケースでいきますと我々12時に担当者の方から熊情報が入ったということで連絡を受けまして、すぐさまそこにいた職員全員に現地に向かうよう指示を出しました。車2台に分散し、セーフティコーンなど鹿公園周辺を封鎖する段取りをして現地に向かったところ、およそ12時半前後だったと思うのですが、その時点でもう熊が移動していたという情報がありましたので、とりあえず鹿公園周辺を全て封鎖する作業を行いました。なので移動している時にはもう小学校の坂の下という情報があったために、センターブリッジについては特に封鎖等しませんでした。

もし今後、そのような形があったとしてもケースバイケースにはなるかと思うのですが、実際熊がセンターブリッジに居た場合、職員に対してそこを封鎖せよという指示は出しづらいところではあります。もし、職員に熊が向かってくるとか危険なことが起きることを予想されるのに、そういう指示はなかなか難しいのかなということだと思いますので、そこは産業振興とハンターさんと連携を取りながら対応していくしかないかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 記憶違いだったら申し訳ないのですが、確か熊の位置情報を確認するドローンのようなシステムを入れたかと思うのですが、今回については、このシステムは稼働して有効に使われたのかどうかお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 今議員のご質問のあった件ですが、ドローンを導入したというよりは、ひぐまっぷというインターネットの中で熊の出没情報を掲載するシステムを新年度から導入したものです。今回そのひぐまっぷについては一応13時40分、第一報としてひぐまっぷに掲載しています。その後ヒグマの駆除が済んだ後に改めまして出没地点と駆除地点について掲載させていただいたところ です。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 補足します。ひぐまっぷについては以前議会の中でもご意見も出されて今回導入し、初めて使うケースになりました。今産業振興課長が答弁したとおり、第一発見の場所から随時東側に移動しているところも場所と時間もマップ上に表示されるようにして、最終的には捕獲、駆除した場所についてわかるようにし、最終的にその夜には出発地点の第一目撃のところと捕獲したところの2地点が、現時点ではそのひぐまっぷ情報として載っていると。他の全道域についても確認をして目撃情報は多数寄せられているのですが、今後安平町においても目撃情報をこれからも熊のシーズン出てきますので、随時ひぐまっぷ情報に追加していきたいと思っています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。



---

◎ 日程第 4 議案第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 4、議案第 1 号 追分小学校空調設備設置工事（機械設備）請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第 1 号朗読

議案第 1 号

追分小学校空調設備設置工事（機械設備）請負契約の締結について

追分小学校空調設備設置工事（機械設備）を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 9 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

追分小学校空調設備設置工事（機械設備）請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 契約の目的 追分小学校空調設備設置工事（機械設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 83,050,000円

4 契約の相手方 成友・森本経常建設共同企業体

代表者 苫小牧市柳町1丁目5番3号  
株式会社 成友設備  
代表取締役 成 田 才 仁

構成員 勇払郡安平町迫分花園1丁目15番地  
株式会社 森本組  
代表取締役 及 川 定 行

入札の結果は参考資料のとおりで、4社による入札を実施し、予定価格に対して99.12%で落札されています。工期については令和6年5月17日から令和7年3月17日までの予定です。

補足説明として主な工事内容をご説明しますが、本事業は校舎内の各部屋にエアコンの設置を行う工事となります。部屋の面積によって設置するエアコンの形状や能力は変わりますが、天井に吊る形状の室内機と室外機へ配管を行う冷暖房エアコンとなり、現在迫分小学校の暖房ボイラーの効率の低下や故障も懸念されていますので、夏期の暑さだけでなく冬期の適正な温度管理も行える整備となります。工期は別に行う電気設備工事との関係もありますので、年度末までの完成を予定しています。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 1つ確認させていただきます。工事の期間は授業への影響だったり、あとは子どもたちが外で遊ぶ時の対策だったりはどうなっていますか。例えば工事によって授業が聞こえなくなるとかは無いという認識でよろしいのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 工事におきましては教室の工事自体には俗に言う室

内機、家庭用の形の大型のものを設置する工事なのですが、基本授業時間中には行わず、多くは夏休み期間中とか長期の時に音が出るようなものを集中させて行う考え方を持っています。室外機については多少授業の行っている期間も行う可能性はあるのですが、期間を長くとった部分に関しては、実は以前追分公民館の設備工事の時にキュービクルを入れなければいけないということで、こちらの調達が難しくて、今回こちら本年度予算で実施する予定だったものを昨年度予算の国の補正によって前倒しして繰越明許で実施することによって、今回この入札を行って間違いなく年度内に事業が完了するような工期をとっていますので、特に授業に影響しない少し長めの期間で設置を行うという考え方で進める予定となっています。

今年の夏においては、まだエアコンは稼働しないという考え方なので、そちらにおいては別の取り組みとして夏休みの延長だとか、あと簡易エアコンの設置はしていますので、そういった形で早くから対策を行っていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） もう1つ確認させてください。そのような内容は、学校を通じて保護者にも伝達されるという認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 具体的にその工事のスケジュール等はまだ表明していませんが、エアコン設置ということだけに関しては伝えていますが、少し今年の夏の期待感を、残念な結果になるかもしれないですが、その辺も含めて周知はしていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第5 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第2号 町民センター改修建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第2号朗読

議案第2号

町民センター改修建築主体工事請負契約の締結について

町民センター改修建築主体工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年5月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

町民センター改修建築主体工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧願います。

## 記

- 1 契約の目的 町民センター改修建築主体工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 547,800,000円
- 4 契約の相手方 藤建設・島崎経常建設共同企業体

代表者 札幌市白石区栄通15丁目8番6号  
藤建設工業 株式会社  
代表取締役 工 藤 喜 作

構成員 苫小牧市沼ノ端中央1丁目1番24号  
島崎建設 株式会社  
代表取締役 島 崎 鶴 松

入札結果は参考資料のとおりですが、5社による入札を実施しましたが2回目までに決定に至らず、協議により予定価格に対して97.70%で随意契約という結果になっています。

なお、今回の入札執行につきましては、第1回目の入札において4社が入札比較価格を上回り、1社が最低制限価格を下回るという大変まれなケースとなりましたが、行政実例及び地方公共団体契約実務ハンドブックに基づき執行されたものであることを申し添えます。

補足説明ですが、入札告示抜粋資料をご覧ください。町民センター改修建築主体工事については工事期間、令和6年5月17日から令和7年3月21日まで。工事概要、建築構造、鉄筋コンクリート造3階建、建築面積1977.45㎡、延床面積3533.83㎡にかかる改築建築主体工事一式となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は今回の入札の先ほどの説明を聞いていまして、まれなケースということで私ども見てびっくりというような感じです。今説明があったとおり1回目の入札で1社は最低制限価格を下回っていらっしゃるという中で、通常であれば失格ということになろうと私は思っていました。失格という中の定義がここには書かれていない。すなわちそれは最低制限価格が無いという形の取り方で良かったのかどうか。その辺についてまずお伺いしたいと思うことと。これ自体の設計にあたっての価格設定について、予算上見積もりを取らなくてはいけないという形になって何社か見積もりを先にいただいた中で価格設定になろうかと思いますが、その点についての基準、まして今回の1回目の入札での価格の差が非常に大きい。大体皆さん初めての参加ではないので、価格帯とって考えればこんなに開くはずもないとは思っていますが、この辺についてご説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方からは入札に関するところのご説明をさせていただきたいと思っています。まず今回の入札については、最低制限価格を設定した入札です。今回先ほどの佐々木参事の方からご説明がありましたとおり、5社のJVにより入札を執行させていただきまして、そのうち1回目の入札では4社が予定価格を上回る結果、1社が最低制限価格を下回る結果ということで今回のケースについては、旧町合併後初めてのケースでなかったかなと認識しているところです。契約上のルールも特段合併前合併後変わることなく設定されたルールに従って実施させていただいた入札の結果、1回目で上回った結果、下回った結果、こういった事例自体も行政事例でも確認しまして、相当まれなケースで道内でもあるのかないのか、そこまで細かいところまでは調べてはないのですが、過去にさかのぼるとそういった入札結果をもとにしたものを今の行政事例として、全社該当から外れるものについては再度参加をさせた中で2回目を執行するというような事例としてあったものですから、今回はそういったルールに従いながら進めた入札行為であるということをご説明させていただければと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 設計に関するご質問に関して私の方からご

答弁させていただきます。設計業者の決定に関しては入札を執行させていただきまして決定させていただきましたが、今回の設計においても単価等においては国、道の標準的な単価を採用された上で設計いただいていると認識していますが、今回のこのような入札結果というところで考えますと、その採用した単価との差異がかなり生じてしまったのではないかという可能性を感じているところです。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 説明していただくところが違うと思います。この予定価格を設定するにあたっての予算を立てる時の見積もりを何社でしていただいてこの価格設定にしたかを、まずは教えてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 大変申し訳ございません。2社から見積もりいただいています。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 2社からいただいて設定された。今回1回目の入札の中で1社だけが下回ったということで、これは他の4社に通告したのでしょうか。最低価格を設定してあったけれども、失格ということも申し出をしたのでしょうか。もしくは、また他の残っている4社に失格したけれども、もう1つの業者さんに対しても参加していいかという確認等はあるのかないのか。この辺について伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 1回目の入札結果、これ開札の結果を報告させていただきますので、皆さんの前で全ての価格を公表させていただいた上で4社が予定価格を上回る結果であり、1JVが最低制限価格を下回る結果ということ、まずは開札の結果ということでご報告をさせていただいた上で現在のルールの中でそういったケースとしての実例をもとにしながら再度2回目の入札に全員を参加させる形で執行させていただいたそういった進

め方です。それに基づいて参加の有無等の確認というよりは、安平町としての今の契約事務上の進め方というところで進めさせていただいたという結果となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そのルールでいったら去年、早来学園の外構工事。5月29日に行われた工事の中で、これもまた5社の中の1社が失格ということで次の入札参加から外された経緯があるのですが、これとは全く違うということですか。でも、よくよく考えたら失格の価格体系になっているのに入れるということ自体が非常にまれなケースと言われても納得がなかなかいかない部分だと私は感じています。また、付け加えて2回目に、どういうわけか進んで同じ入札価格でなされて3社が辞退という形で2社が同一価格で札を入れたということで、これ同一であればどちらかくじ引きをするなり何なりの抽選をするなりの形をとったのかもかもしれませんが、どうもこの状態がどうしてこうなったのか。また、なぜ他が辞退されたのかについても、結果的には最低価格を下回った業者が取ったという話ですから、正直なところ非常に今回の入札についてなかなか説明していただいてもわからないのですが、この今の2つ聞いた2回目の同じ価格での競合した部分での最終決定についてのやり方。それからさらにそこから3回目の随意契約に至らないといけなかったやり方について説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） まず全体的な流れなのですが、まず1回目の入札については先ほどのご質問で説明させていただいた流れをもちまして、2回目でも再度5JVによる入札を行わせていただいたところです。その2回目の中で3社が辞退するということで、2社による2回目の入札の結果、同額での金額設定での開札の結果となったものですから、こちらルールがありまして同一価格の場合、これは今回初めてではなく、過去にも同額入札の場合のルールがありまして、同額の場合、まずは交渉相手の決定をさせていただく中でくじ引きをさせていただきます。このくじ引きについては最初にくじを引く順番を決めます。2社なので1番、2番。その中で1番を引いた人がまずその上で今度随意契約の対象となるJVとなるか、2回そのくじを引いた中で最初に1番くじを引いた随意契約交渉相手と言いますか、落札予定者候補者という形になるのですが、今回最初に、企業名とか申し上げてよろしいでしょうか。



○議長（多田政拓君） いいですよ。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 最初に丸彦・渡辺・森本JVが、まずは随意契約の一番くじを引いたので交渉させていただいたのですが、交渉協議の中で随意契約、いわば最低制限価格と予定価格の間の金額での協議結果には至らなかったものですから、続きまして同額で2番となりました今回落札候補予定者として設定させていただいた藤建設・島崎経常建設共同企業体と協議の結果、今回議会の方に上程させていただきまして議決案件としてご提示をさせていただいた流れになっていますので、こうした契約のルールというか流れに沿って、まず候補予定者が選定された流れになっています。

もう1つ疑問ということで、昨年ケースのお話もいただいていたかなと思うのですが、1年前に行いました結果については、第1回目の入札の中で今回最低制限価格を下回ったJV様がありました。その他の業者の中で予定価格と最低制限価格の間に収まった企業様がいたJVがあったものですから、その中で最低価格業者ということで設定させていただきまして協議の結果契約を提携させていただいた形になっていますので、昨年入札の流れと今回の流れについては別のものであるということでの結果という形での今回議会に上程させていただいてご提案させていただいている流れになっています。

なかなかわかりづらいところはあるのかもしれないのですが、手続き上の流れとして特段、何かルールが変わっているとか改めて何かを変えたということではありません。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今のご説明がわからないのですが。まず昨年の早来学園の時と今回とはルールが特段変わっていないのに最低制限価格が下回っても復活する会社と、前は復活しないで失格だったという、その違いの根拠がわからないのが1点と、あとは最終的に随意契約で、4億9800万で契約しましたって、ここは最低制限価格を下回っていないのか、また、最低制限価格がいくらだったのかこの3点お願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） まず今回のケースからでよろしいですか。なかなか違いがわからないと議会の場だけで言われても説明ができないので、で

できれば疑義があれば契約とか確認していただきながら、疑問も取り除いていただきながらお話をお聞きいただければと思っはいるのですが。まず今回の設定の持ち方ということで、全社が今回の場合4社が予定価格を上回り1社が最低制限価格を下回るといこと落札条件に満たなかったといのが1つの条件。なので全社が該当にならないといこと再度5JVによる入札を執行したとい流れになっています。昨年の場合、1JVが最低制限価格を下回る。本来でいけば次点になるJVについてはこの最低制限価格と予定価格の間に収まっていたものですから、ここは落札条件を満たしているとい判断をしましたので、判断ではなく落札条件を満たしているので、契約協議に進んでいった流れになっています。今回の入札の部分の最低制限価格については10億895万8300円、税込みになります、これが最低入札制限価格といこと設定している価格になっています。あ、すみません。昨年のやつを見ていました。大変失礼しました。最低制限価格は5億1581万6400円、こちらが最低制限価格といこと設定した価格に対しまして、藤建設・島崎経常建設共同企業体については5億3000万とい札入れをいただきまして決定させていただいた流れになっています。以上でよろしかったですか。あと、

- 7番（三浦恵美子君） 随意契約の時に4億9800万となつて、
- 政策推進課長（渡邊匡人君） あ、すみません。2回目の価格が5億3000万で同額となつたものから、随契の協議とい形に進めさせていただいたところ。落札価格については入札比較価格として5億970万円。落札金額としては5億4780万円とい結果になっています。
- 議長（多田政拓君） 随契は4億9800万ですよ。税込み。それ税込み。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 4億9000、
- 7番（三浦恵美子君） これに税つていことですか。それで下回らないから契約に至つたといことですか。それでいいですか。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） そうですね。予定価格と最低制限価格の間に収まつたので契約に進めさせていただいた流れになっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 私の理解がいいかどうか確認させていただきたいのですが。まず早来学園の時は条件に満たなかったので失格で次点のところは条件に満たしたので契約。今回は2回目の入札の時に、あ、2回目じゃないや、1回目の入札の時に条件に全部の会社が下回らなかったところも条件に合わなかったので駄目だったので2回目は全員入札できることとなつたといような理解で、ハンドブックに基づいてやったとい理解でよろしいでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 理解でよろしいかと思えます。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
  
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 何か聞いていてもわからないのが。課長ね、この一般競争入札というのは安平町がやっている事後審査型条件付き一般競争入札として理解してよろしいですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 議員がおっしゃるとおり事後審査型の一般競争入札となっています。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） その要綱でいくと最低価格をどうするかってことは設けなくてもいいことになっていますね。だから最低価格を今課長が設けたと言うから、それでは安平町と契約上でいけば、最低価格で落ちた部分については失格になりますよってことが生きるのですよ。その最低価格を設けなかったら別にすつといくのだけでも、事後処理型の条件付きのやつはね。でも設けることもできるし、設けなくてもいいですということでしょう実施要綱の中には。設けたなら下回ったら失格になることが規則上、安平町の契約規則の中でいけば、そうならざるを得ないのですか。そこあたりがどうしても噛み合わないの、私の方は最低価格は設けていませんと。条件付きの一般競争入札だからって言うなら別にどうってことないのですが。でも設けましたって言うから、したら失格ではないですかと自然的になるのですが、その点いかがなものでしょう。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今回と昨年のケースが違うのですが、今回の再入札の考え方の整理ということで、我々も実務提要といものを参考に行政業務をさせていただいているところでして、今回こういったケースが過去にさかのぼるのですが昭和40年ぐらいにこういったケースが実例としてあったというので、道内、全国的にこういったケースでの入札の執行はまれなケースなのだろうと解釈させていただいているのですが。今回と同様のケースで当時された実例をもとにしながら、本来であれば再入札であったり、そういったところも検討できないのかというお話になってこようかと思うのですが。今回入札にあたって公告をするにあたって条件等を付していないということもありまして、現在の入札のルールですと2回入札を執行させていただきまして、その中で一番最低価格、今回最低制限価格を設けていますので予定価格と最低制限価格の間に入る、若しくはそれに近い業者様と随意契約の協議をさせていただくという流れで進めさせていただいた結果となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやね、原点に帰ってください。安平町の実施要綱があるのだから。契約規則もあるのだから。低い価格で入札したものは失格するときちゃんと書かれているのです。それは全国だとか課長が言っているどっかだとか何年前とかではなくて、現行の実施要綱に含めた時には失格と書いてあるのです、ちゃんと。だからおかしいのではないですかと。ただ私は事前審査型条件の場合については設けなさいということ是一般競争とは違いますから、設けなくてもいいという判断もできる部分ですから、設けていないということになれば最低価格を割った人も入札に1回目、2回目に行けるというのはわかるのですが、実施要綱の中に設けたということにきちんと今課長答弁されているなら、なしてこの方が入札できるのですかって、必然的な矛盾とか思いが出てくるのではないかと、課長思うのですがその点いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回の入札のケースは、本当にまれなケースということで私も終わってからいろいろと担当者に聞きました。例えば1回目の入札の中で入札予定価格を4社が上回ってしまったのですが、これが例えば上回

ったのが2社ぐらいで、2社がその範囲内に同額で収まっていたと仮定すれば今小笠原議員が言われたとおり1社の最低制限価格を下回ったところは失格ということで進んでいく、それが正規だと、通常の形ですよ。今回はそれが上も全部4社上回ってしまって下は下回ってしまった。それで先ほど答弁繰り返すになりますが、そういったレアケースにいったということです。最低制限価格を設けたというのは大きな工事であって、例えば極端に金額だけで入札を取りに来るといった実例も全国にはありますよね。ですからきちんと建物のことを担保できる金額でなければいけないということで私の理解としては最低制限価格を設定している。

あと実施設計を令和5年度に行って、その実施設計の結果に基づいて価格の設定も行っておりますので、当然今いろんな物価高騰、資材高騰といった中で北海道だったり国の単価も使いながらという説明でしたが、こういった入札結果が通常期、これまでずっと30年間ぐらいあまり物価等が変動無かった時には実例があまり無かったということです、こういったことが今回起きたのだなと理解していますが、我々としても入札を適切に行っていくためには我々の判断だけでなく実例も参考にしながら、当然規則がありますが、そこを踏まえても今回の入札全体の結果としては再入札をして、最終的にはくじ引きをして1番目の方ではない2番目の方が契約をした。数字的に見ていただければわかりますとおり第1回目の入札の金額よりも随意契約で結んだ金額の方が金額が高くなっていますよね。ですからそういった形での入札の流れだにご理解いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

- 3番(小笠原直治君) 3回目ですね。
- 議長(多田政拓君) 小笠原議員。
- 3番(小笠原直治君) それでもう1回、契約規則の中に明確に出ていないのですが、これネット含めて調べていくと事後審査型条件付き一般競争入札をなぜするのかということが出ていまして、これは入札前に入札参加者が資格確認手続きを省略して入札告示等に定める入札の最低価格の入札者、いわゆる落札者候補を順に資格確認を行い適格者を落札に決定してっていく制度ですよということであるのです。これが事後審査型条件付き一般競争入札ということが書かれていまして、そのとおりなのです。だから順番に一番低い順から、価格の安い方から協議していくとあるのがこの一般競争入札の条件付きの形だろうと思っているのですが。そこ辺りをしっかりと私は理解をしていけば最低価格になった時には駄目だとなった時には消えるのですね、無いのです。でも、最低価格というラインを設けることもできますよとあるだけであって、でも今回は設けたというから変ではないのかとなるだけであって。事後審査型条件付き一般競争入札を行う場合については別にこの

ルールでいけば、ありませんから行けるという形で私は理解していましたが、今町長の方から縷々あったけれども、そういう形の中でやったということですから、まあそこは捉え方とか解釈の違いがあると思いますから良いと思いますが、十分この辺り含めて我々としても議会議員含めてもう1回しっかり入札の種類とか、形が見えていない部分がたくさんあるのでね。そこ辺りも十分、我々の勉強不足と言えば勉強不足ですけど、そこら辺しっかりとこれから見えていない部分については随時議会側としても明らかにしていきたいなと思っていますので。答弁はよろしいです。ということです。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 結構苦手な分野なのであまり普段言わないのですが、確認だけさせてもらいます。最低制限価格を下回ったところは失格。予定価格以上の会社、企業体も1回全部が資格を失ったのか、予定価格以上のものも失格扱いになって全部1回排除になったので2回目をやったのか。そこら辺、下のことを何回も確認されているのを聞くのですが、上の4社も予定価格以上だったから1回目は排除になったのかどうかという理解でいいのかどうか。そこだけ。だから2回目をやったんだということの確認だけさせてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今議員がおっしゃったとおりの理解でよろしいかと思うのですが、今回は説明させていただいたとおりの入札、比較価格、税抜きの価格で入札の札を入れていただくのですが、ここと最低制限価格の算定式がありまして、そこから導き出る数字と、この下限と予定価格の間の中に収まるのが次の段階に進んでいく手続きになるのですが、今回その5社全て1回目の中で条件から除外される札を入れていただいたものですから、再度仕切り直しという形で進めさせていただきました。去年はそこが下がったところと、間に収まったケースなのでケースが違う入札執行になったというので、そこも議員の皆様方の誤解と言いますか、同じように見えるのですが、今回のと去年のはまるっきり別なケースということもご理解いただきながらと思っています。

先ほど小笠原議員の方からもご意見いただいたように、なかなか実例自体も本当にまれなケースでもありますし、こういったケースがあれば契約側と

しても何かしらご説明をするようなことをしていただきながら、町民の皆様方からも疑問の声も出てくるケースもありますので、しっかりとこちら行政側としても説明をさせていただきながら、議会の議員の皆様方にもご理解いただきながら手続きを今後進めて行きたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ議長から質疑がありますので暫時休憩します。

（暫時休憩）

○副議長（梅森敬仁君） それでは会議を再開し、議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔多田議員挙手〕

○副議長（梅森敬仁君） 12番、多田議員。

○12番（多田政拓君） 私の方から2、3質問させていただきます。先ほど各議員からいろいろ質疑がありました。私も経験上この議案を見まして議員になってから30年超えましたが初めてみる議案提案の内容でしたのでね。それほどレアな条件だと思いますので、確認を何点かさせていただきます。

まずは先ほどの説明の中で最低価格を決めてあって、その価格を下回った業者の金額が、随意契約の金額の方がまだ下だったと説明だったので、その間違いはなくて随意契約より上になっていることをまず確認させていただきたい。

それからもう1つは、これほど1回の入札の時に15%から20%を超える金額がこれだけの資格を持って技術者を持った企業体が札を入れた事例は私見たことがないのですよ。これは契約の設計図書を示して各分野に数量とか特記事項とかを記載した設計図書を提示して質疑応答を受けてやっている作業ですから、それ各企業の技術者はそれ相当のプロですのでね、これほど大きな価格が出ること自体が私は非常に不思議に思っています、これが何百万とか何千万の単位であれば、億の単位ですからこれ、違っているのは。5億の仕事で。それだけで20%超えですからね。その要因を真摯に受け止めて、実施設計価格は適当だったのかどうか非常に大きな問題だと思います。ま

ずその2点目。それが自信を持って適正な価格であると認識されているのかどうか。その根拠についてもお伺いしておきたい。

それから3点目として。これはご承知のように改修工事です。ですから各事業者の技術者はこれを落札した段階において、後ほど工事をやって壁を剥がした後、床を剥がした後、天井を剥がした後に設計図書に記載されていないことがあって困ると。それはそれ相応年数が経っている建物であるから、これは出てくるだろうということを設計図書以外にも予測して多めに積算している可能性が高いのですよ。あるいは、設計図書をそのままに見て全然問題は無いと、これでやっていけると見て低い価格で入れた技術者もいるかもしれません。そうだとすれば基本設計の正確度ですよね。新しいものを作るのであればあまり誤差は出てこないと思いますが、これは隠れた部分の、しかも耐用年数、建築年数、使用年数も過ぎた長期にわたった建物ですから何が出てくるかわからないのですよね。その辺も予測するのが技術者の技量ですから、そういったことも含めると差が出てきたのではないかと危惧するのですが。では何を心配するかというと、これで契約して後ほど工事が着工しました。ある程度のところまで行ってこれ以上仕事できません。こういったものが設計図書に書かれていません。設計図書のとおりやればいい製品ができませんとって補正を組まなければならない事態になるのではないかと危惧するのです。早来学園の場合にもいろいろありました。これは中の数量が欠落していて増額しなければいけないということがありました。新しいところでもそういうことが事実起きるのに、こういう改修工事は特にそういうことが予想されますけれども、担当課としてこれから先そういったことも予想に入れているのかどうかも合わせてお伺いしておきます。この3点についてご答弁願います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○副議長（梅森敬仁君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方からは契約の関係で価格のところになるうかと思しますので、まずご答弁させていただければと思っています。2回目の開札結果2社が同額ということで、こちらの5億3000万円の札を入れたところではこちらで最低制限価格で設定していた金額よりも上回っていたのでこの2社と随意契約協議をさせていただきまして、最初に丸彦渡辺・森本経常建設共同企業体と協議させていただいた結果、不落に終わりました。2番手の藤建設・島崎経常建設共同企業体様の方と協議をさせていただき、随意契約の協議が整いまして落札候補者ということで選定をさせていただいた流れになっています。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕



○副議長（梅森敬仁君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 2点目の、設計は適当だったのかということですが。先ほど間違っただけで答弁したところと重なってしまうのですが、設計自体については国、道の標準的な単価を採用していただいていると認識しておりますので、現時点においては適切だったものと考えています。この結果についてはあくまでも予測という範疇ですが、入札業者が採用した単価との差異、それから先ほど質問の中にもありましたが、改修にかかる撤去及び廃棄にかかる、ここは見込みがありますので、設計業者それから参加いただいた業者、ここに差異があったのではないかとこのところがあります。また、さらには今回耐震改修補強を実施しますが、この耐震改修の診断については平成26年度に計画を立て評定を受けているものです。この工法については当然専門機関の評定を受けていますので問題はないのですが、これもあくまでも予測ということになります。評定を受けてから9年経過していますので、現在参加いただいた業者が考えるところと当時評定をいただいた工法との考え方に、もしかしたら差異があるのかもしれないなどは考えています。

それから、このような結果を受けて補正・設計変更の可能性ですが、ここもご質問の中にもありましてとおり、同様の認識ですが、かなり古い建物の改修ということですので、この入札結果に関わらず当然設計図書と現場での不整合といったものが出てくる可能性、出ないでこのままいけるとというのが望ましいですが、可能性としてはあろうかなと考えています。それから、これについても入札結果に関わらずですが、先日来から議員の皆様からもいろいろ、例えば断熱の補強ですとか、福祉的な視点ですとか様々なご意見をいただきましたので、ここについては実際に施工業者さん、施工管理業者さん、教育委員会等々協議しながら可能な限り実現していきたいと考えていましたので、設計変更の可能性はこの入札結果に関わらず出てくるのではないかなと考えていました。ただ、やはりそう何度もですとか金額的に大きくなるということは極力避けていきたいとは考えていました。

[多田議員挙手]

○副議長（梅森敬仁君） 多田議員。

○12番（多田政拓君） それでは私の方からはこの入札、先ほど政策推進課長の方からもいろいろ入札の流れとか条件とかはお話を伺いましたので。ただ、ここで確認をさせていただきますが、このことについてはいわゆる瑕疵、行政側の瑕疵が無いと理解してよろしいのかを先に確認させていただきたいのと、それから今、参事の方から説明がありましたが、より良い建物を作るためには設計変更等はやぶさかではないと思っています。それがいい方向に

設計変更しなければいけない、そのために金額がかかるということはそれぞれの後の利便性とか、耐用年数を長くするとか、町民福祉のために貢献するという条件であれば、これは議会としてもやぶさかではないと思いますし、町民も理解してもらえらると思います。設計段階にこれだけ金額の差があったことを踏まえ、よほどの理由がない限り、数量の漏れとか設計図書の瑕疵とかってということが無いように願うところですが、最後にですが、やっぱり工事監理者も入るわけですから、その辺のうちの方の建設の方にも技術者がおられますのでね。技術者としてもできればこの内容等も周知されていると思いますが、感想を聞かせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○副議長（梅森敬仁君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問で、今回の手続き上の瑕疵については、きちんとしたルールに沿って事務を執行させていただいたところから瑕疵はございません。また、同様の取り扱いをしている、ルールを作って取り扱いをしている自治体は道内にもいくつかございます。今回のケースと照らし合わせても間違えた進めた方の事務というのは行っていないということをご答弁させていただきます。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○副議長（梅森敬仁君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 私の方から、教育委員会の仕事ではありますが、町の技術者として現場監督を行うようになりますので今の質問に対してお答えさせていただければと思っています。

今回の入札については、まれに、無いような形の大きな数字の差異が生じた入札内容になっています。やはり私どもも気にするところは今議員各位から質問のあったところを心配しているところです。これから現場が始まって内容いろいろ等々打ち合わせが入ってくるのかなと思っています。なので設計書の方からの、まずあまり思い出したくないのですが、早来学園の時のようなこと、特に漏れというものは今回の方には無いとは思っていますが、とりあえず漏れは無くても現場を開いた時に何らかの設計上の違いというのは必ずあるものと思っていますので、その辺が今回の設計の中でやれるものであればそのままいくし、でなければ設計変更で対応して、より良いものを完成させていきたいと考えています。結果、補正対応等々になることもあるかもしれませんが、その時にはきちんとした説明をさせていただければと思っています。

- 副議長（梅森敬仁君） よろしいですか。
- 12番（多田政拓君） はい。
- 副議長（梅森敬仁君） それでは暫時休憩とします。

（暫時休憩）

- 議長（多田政拓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第2号について質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今の質疑を聞いていて、もう1つ最終確認させていただきたいのですが、早来学園の時は当初の設計に不備があって部品が足りなかったのが追加で、まあ入っていたんだと町からご説明を受けたのですが、万が一今回この価格で決定してやりました、より良いものにするためにこれが追加で必要ですって言って納得のいくご説明を受けたら多分議会もいいですと言うと思うのですが、実は設計に不備があって部品が足りなかったといった場合の増額になりますの時は、町が全部被らなければいけないようなことがないように、きちんとこの会社や設計会社とも協議をされるのかどうか、その辺含めて確認を最後にさせていただけたらと思いますがいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 只今のご質問ですが、もし議員のおっしゃるようなものがまたあった場合には、以前の時と同じような形で、以前も契約書に則った形で対応していますので、同じような対応になるかと思っています。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 7番（三浦恵美子君） 協議をして、しっかりと瑕疵責任は何割っていうのを協議して、100%必ず町が払うことにならないかどうかの確認だったのです。
- 議長（多田政拓君） 質問の内容わかりましたか。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） はい。まず設計変更の場合には業者が負担しなければならない割合があります。それが確か1%だったかと思うのですが、ちょっと申し訳ございません、はっきりしたあれはお答えできないのですが。それ以外のものについては100%という表現が合うのかどうかあれなの

ですが、負担していかなければならないと。早来学園の時にもそういう内容でご説明していますので、同じような考え方でいいかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 三浦議員よろしいですか。

○7番（三浦恵美子君） 4回目になってしまう。

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○7番（三浦恵美子君） 1%って確か私以前伺っていたと思うのですが、その1%の瑕疵責任に根本の設計の、もし何か間違いがあった時にその1%に入ってしまうのか。そこら辺含めてその設計変更も何回か、例えば今回は何を増やしますからやります、そしてその何回か補正していたうちに1%を超えてしまったとして、その後例えば実は設計ミスが見つかったら、もう1%を超えてしまっているから町が全部負担ですみたいな時に町民は納得いくかどうかの問題で、その1%にその根本の設計ミスがあった場合が含まれてしまうのか。それで含まれてしまうなら早来学園の時みたいにまた全額町が出すということになってしまうのかなというところで、そこら辺の契約の内容を明らかに、根本のミスがあった場合はきちんと負担割合をその部分はこういうふうに決めますって。ただ、普通に追加の場合は1%で進めますという契約でやっていかれるのかどうか。それともまた早来学園の時のように途中で設計ミスが見つかった時には1%を超えていたから町が全部払わなければいけないということになってしまうのかどうか。そこら辺の確認だったのですが。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず設計会社のミスというところでお答えしてよろしいですか。設計会社において設計においての漏れの部分が前回の方であったかなと捉えています。仮に漏れがあった場合には、早来学園と同じような取り扱いにならざるを得ないのかなと思っています。それと構造的な変更がある場合には、そこも現場の方でこういう構造の方がいいとなれば設計の変更にもなり得ますので、それもきちんとした通常に対応になっていくのかなと思っています。あとは耐震等の構造計算とかのミスがもしあった場合には、こちらは設計会社の方とも協議しながら何らかのものが対応していたかなければならないのかなとは思っていますが、今この段階でこうしますということはちょっと私も細かいことまで調べてはいませんので、はっきりしたことは控えさせていただければと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[高山議員挙手]

- 議長(多田政拓君) 高山議員。  
○10番(高山正人君) いろいろと説明をいただき行政側のミスは無いということで、この入札結果は妥当だろうということでお話をいただきましたが、私の感覚からさせていただければ、この当初の設計の単価の相互のズレが1億を超えている、1億以上超えている。また、2回目についても大きな差があり、最後の随契に至っては3200万もの誤差の中で随意契約をされたということについては、非常にこの入札に対して理解しにくいと私は感じましたので、これに対しては反対をさせていただきます。

- 議長(多田政拓君) 只今、高山議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。発言はありませんか。

[梅森議員挙手]

- 議長(多田政拓君) 梅森議員。  
○11番(梅森敬仁君) 賛成の立場から発言をさせていただきます。最初ですがこういう質疑をいうのはあらかじめ想定されていたことだと思いますので、まれなケースという説明も最初ありましたが、きちんと説明をして理解を、各議員に理解してもらおうという努力がちょっと足りなかったのかなという気はしますが、適正に策定されたものであることを理解できましたので本件については賛成。

- 議長(多田政拓君) それでは本案に対して反対の方の意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) それでは討論なしと認めこれで討論を終わります。  
これから議案第2号、町民センター改修建築主体工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

(賛成：工藤秀、米川、小笠原、鳥越、工藤隆、三浦、箱崎、内藤、梅森)

(反対：高山)

○議長（多田政拓君） 着席ください。起立多数です。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第6 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6、議案第3号 町民センター改修機械設備工事請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第3号朗読

議案第3号

町民センター改修機械設備工事請負契約の締結について

町民センター改修機械設備工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年5月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

町民センター改修機械設備工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧願います。

## 記

- 1 契約の目的 町民センター改修機械設備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 341,000,000円
- 4 契約の相手方 進興・廣和経常建設共同企業体

代表者 苫小牧市字錦岡70番地の13  
株式会社 進興工業  
代表取締役 大 上 正 一

構成員 勇払郡安平町早来大町116番地  
有限会社 廣和工業  
代表取締役 鍋 谷 敏 幸

入札結果は参考資料のとおりですが、4社による入札を実施しましたが、2回目までには決定に至らず、協議により予定価格に対して92.54%で随意契約という結果となっています。

なお、今回の入札執行におきましては第1回目の入札において4社が最低制限価格を下回るという大変まれなケースとなりましたが、行政実例及び地方公共団体契約実務ハンドブックに基づき執行されたものであることを申し添えます。

補足説明ですが、入札告示抜粋資料をご覧ください。町民センター改修機械設備工事については工事期間、令和6年5月17日から令和7年3月21日まで。工事概要、建築構造、鉄筋コンクリート造3階建、建築面積1977.45㎡。延床面積3533.83㎡にかかる電気設備工事一式となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は総体的に考えていただきたいのは、随意契約というのを極めて安易に考えているのですね。うちの安平町の規則によりましたら随意契約できる範囲というのはしっかりと決められています。しかし、自治法含めて地方公共団体による随意契約が認められる場合、極めてそれは異例なことであって、しっかりとした随意契約ではなくて指摘してくださいというのが全体にあります。それで施行令167条の2、この安平町契約規則の第37条、これもこの範囲の中で縷々書かれています。そうすると今回はこの167条の2を使って随意契約をしたわけですが、前段でもそうなのですが、ちょっと引っかかるのが、私は出されている認められた場合というのは出されている中に大体昔7項目だったのですが今9項目になっていまして、しょうがい者支援だとか新製品、時代の流れの時の部品購入については随意契約というものが認められるとなっているのですね。それで今回の場合は、落札者が契約を締結しなかったから随意契約になったのかね。そこ辺りお聞きします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対してになりますが、今回同一日でのまれな結果となりまして、第2号議案でもご説明ご審議いただきましてご決定いただきました。第3号議案も今回のケースについては1回目の入札において全てのJVがまず最低制限価格を下回ったという結果、これをもちまして2回目の入札を執行させていただく流れとなりました。その際に3社辞退されたということになりまして、今回議案の中にあります進興・廣和経常建設共同企業体様の方と2回目の結果をもとに随意契約の協議をさせていただいた上、最低制限価格を上回り予定価格を下回る、その間に協議の結果なったというところで今回議会議案第3号ということで上程をさせていただいたところでは。

協議については2回目の協議の後、設計書等々実務業務担当、また、候補予定者ということで今回の事業者様の方と協議をさせていただきまして、金額の差異だったり、そういった相違点についての確認をさせていただいた上で協議の結果、今回議会にご提案させていただくような流れで執り進めさせていただいたという流れとなっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 前段のものも含めて異例と言えば異例という形だと課



長の方で言われるのですが、私はなんで2回目の落札金額が、2億7000万が随意契約で3億1000万に上がるのだろうかということなのです。これまた極めて異例的な異例だって言われますが、認められる場合、地方公共団体による随意契約が認められる場合の中に書かれている時に、恐らく2億7000万を出しておいて、さあ契約という時になかなか契約金が合わなくて随意契約にいかざるを得なかったのかなど。でも、その中に書かれているのは、落札金額の制限内であれば随意契約はできますって書かれているのですね。だから私は2億7000万以内で随意契約を結ぶならわかるのですが、いわゆる落札入札金額2億7000万をさらに町側が3億1000万を提示する随意契約ってそんなことあるのだろうか。これなんでこんなことが起きるのだろうか。前回の建設主体工事は5億3000万が4億9800万ということで落札金額提示した範囲内で随意契約が行われているのですが、これは突出してこんなに払うなんて、どこにもそんなことにも無いし、国の指導の中にも書かれていますし、あくまでも落札金額範囲内で随意契約をしていきなさいという、これも私と皆さん方の理事者の解釈が違うといえ、違ふと言われたら世話ないのですが、私は国が出しているものを見る時にはしっかりと落札金額の範囲内で随意契約しなさいと。した場合に限りませよと書かれていまして、なぜこんなに増えるのかね、何かあるのか教えてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今回の入札、先ほどの件も同様ですが、最低制限価格を設けた一般競争入札という取り扱いで実施させていただいたことから、今回4JVによる入札執行については1回目の開札をした結果、最低制限価格を下回り、2回目は辞退ということで1社のみではありましたが、こちらでもまた最低制限価格を下回る結果ということで、現在安平町の入札の進め方としては2回の入札執行のうち随意契約での協議ということで執り進めさせていただいているところなのですが、最低制限価格を2回目においても下回ったということで、その辺の協議をさせていただいた結果、最低制限価格を上回り、予定価格を下回る結果という協議結果となったものですから、契約手続きの方に入らせていただくような流れで執り進めさせていただいたところなのですが、最低制限価格を設ける1つの考え方としては、ダンピングの防止だったり、価格だけで事業を進めることで様々な不利益につながってしまうようなこともありますので、今回町が進めさせていただいた最低制限価格、これを基準としてこれを上回り予定価格を下回るというルールの中での取り決めで進められた結果、最終的には随意契約での協議が整ったという結果での今回、第3号の議決案件ということで上程させていただいた契約上の流れとなっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 課長、さっきのと答弁がまた全然違ってきますよ。さっきは最低価格は失格なんですよってうちの実施要綱があっても色んな形の中で全国的にいろんな流れを見た時に再入札はさせましたよと言って。今回は最低価格ラインより下回った落札金額を出してきたので随意契約はこうなったというのですけど。それもちょっとおかしいのではないかと思うのですね。それで、合わなかったらあなた方が書いている条件付き一般の実施要綱の中には、随意契約をやるというのではないのです1番目に書いてあるのは。再度公告入札を行うのか、随意契約をやるのかを協議しながら選択していくとあるのですよ。でも、それ私は基本的にいえばこんなに合わないなら再度入札を行うことが筋だろうと思っていますよ。でも、この事後処理型条件付きの一般競争入札の良いところは、落札者のより価格の安いものからしていくというものが1つのルールの中に書かれていますね。安く出した方が契約していくというのが事前審査型の条件付き一般競争入札の実施要項には書かれているわけです。そんな意味では、どうしてもこんなことが通じるのだろうか。だって2億7000万でやりますって出したのでしょ。やってもらえばいいでしょ、別に。それをあえて、さらにその価格はおかしいから高く払いますってね、そんなことは何なのかっていうね。何かこんなことしなければならぬのかっていうのがどうしても課長、疑問に湧いてくるのですよ。だってやるって出したのでもん2億7000万で入札を。でも他の3社はとてもじゃないけどやっていけませんって辞退をやっていったのですね。その意味では私、どうも本当にこんなことが町民の方が理解できるのかなと思って、そこ辺りの考え方はどうもわからないのですけど、もう1回その点どういう形になりますか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほども途中で自分の方からも、自分の考え方という受け止め方として、この1回目最低制限を4社とも下回った。2回目为例えばこの3社辞退ではなく例えば随意契約の金額である例えば3億1000万で他社があった場合、この2億7000万であればこの2億7000万は安いのですけども最低制限を下回っていますから、辞退3社ではなくてその間の金額のところでも高くてもそこが落札になるということでもありますから、やはり高過ぎても駄目、低過ぎても駄目という範囲の中で入札を行うということでこれまでも行ってきましたので、今回本当にレアなケースが2件重なったし、全

く同じケースではない。札幌であったりそういったところでも同様のケースもあると聞いていますので、これまでも入札の関係だったり随意契約の関係についても合併後いろんな形で積み上げていき、その中で対応してきましたので。ただ、今回のレアケースだけでなくそれ以外の何かレアケース等も今後無いとは言えないと思いますので、いろいろとこれからも引き続き我々も研鑽しながらより良い公正公平な、そして透明な契約事務を詰めていきたいと考えていますのでご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） いろいろお話を聞いているのですが、最低制限価格を2回目も下回ったということであれば、これはもう1回入札し直さなければいけないのではないかなと私はずっと思っていました。ましてや今回のように金額を上げないとならないといったケースで3社が辞退をするということ自体がよくわからないのですよ。下げないといけないのだったら採算に合わないから止めますという言い方はできても、今回の場合は上げてくださとおっしゃっている数字の中で辞退者が3社いて、まして2回目の札を入れた時の最低価格ラインを下回っている状態になっているのであれば、普通は入札し直しをしなければいけない、若しくはこの設計図書に対する信頼度が本当に大丈夫なのかと疑ってしまいたいぐらいこの差が開いているわけですから。この辺については非常にわかりにくい、若しくはやり直すべきではないかなって。上げて良いよという話になっているのに辞退をすることを考えたなら、普通は利益を生むと考えたら辞退する必要性は全然無かったと私は考えますけれども。このようなケースであればもう一度し直すのが普通ではないかと私は考えますので、その辺について2回目終わった時点で最低価格のラインを下回っているという状態でこれを続ける理由を教えてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問になります。まれなケースで我々側もなかなか議員の皆様方にご理解いただくように説明しているつもりなのですが、なかなか説明がきちんと行き届かなく申し訳ないなと思っています。今回の入札については告示59号においてこの入札の取り扱いについてお示しをさせていただいているところなのですが、こちらの入札をどう執り進めるかというところで、いろいろ事項がある中で入札回数がありまして、安

平町が実施している入札の流れについては、2回を執り行った結果、落札に至らなかった場合においては政令167条の2第1項8号ということで随意契約による協議をするという取り扱いとさせていただいていることから2回の入札執行後に、1社1JVしかいっしょらなかったのですが随意契約をやらせていただいた協議結果をもとに今事務の方を執り進めさせていただいている流れとなっています。仮に再入札という選択もありますが、今回の告示の中で再入札を選択せず随意契約協議をしていくことで告示をしているところから、このルールに沿った流れで2回の結果、随意契約を協議させていただいたことになっていますので、ルールを覆すことになりますと事前に告示の中でお示しをしていく形を取らなければならないので、今回の進め方については告示をさせていただいた内容とおりの事務の執り進め方をさせていただいた上の結果だということでご理解いただければと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 事務的にはそれで構わないとおっしゃいますが、これ随意契約に至るまで2回目の札から4000万違うのですよ。数字的に言ってももの凄い差があるわけですよ。でも随契にするというこの流れは、非常に理解しにくい。本当にどこかにミスがない限りこんなに差が出てくるなんて話ではないと思うのですよ。であるなら、もう少し積算のし直しをする、設計図書の見直しをするという、確認をするという時間軸がもうちょっとやり直す必要性があったのではないかなと思うのです。このまま進めて金額だけ上げていくというレアなケースと言われても本当に見たこともないですから、確認する必要性があるのではないかなと私は思いますけど。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方からどうしても契約上のルールなのですが、今回の場合については、そういった差がある場合は例えば要綱だったり今回の告示の中で提示していないものを執り進めていく流れにはどうしてもならず、告示をして入札執行の事務を取り扱いした中で第1候補者として選ばれた方を不調にするというようなことになりますと契約上、逆に落札業者の予定者となり得る人を不落という事務作業にすることは契約執行上できないのかなと思っていますので、今回のケースについてはしっかりとした告示行為に基づきまして事務を執行した結果ということで、再度になりますがご理解をいただければと考えています。契約上の手続きの考え方でのご答

弁となります。

[小笠原議員挙手]

○3番（小笠原直治君） 議長。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私、先ほど答弁貰っていないのがあのです。

○議長（多田政拓君） 何でしょうか。

○3番（小笠原直治君） いわゆる地方公共団体に随意契約が認められる場合、課長今、簡単に随意契約ってできますと述べていますけどね。それなりの縛りがあるのです、きちんと。だから今回の場合は、私は落札者が契約を締結しなかったと。2億7000万でしなかったという理由なのか、これ国の決められた場合を出している考え方の中のどの項に当てはまるのかね。書かれているのですよ全部。書かれた時に何の場合に認められるのか。先ほど高山議員が言ったとおりに最低価格ラインがうちの方から締結しませんよ、だから締結するためには3億1000万にしてくださいって言っている気がして、でも認められる場合については違うのですね。解釈の仕方というか書かれている中身について、落札金額の制限内で随意契約をしていくということが書かれているのです。それは先ほども言ったようにあなたの解釈だと言われれば身も蓋もありませんが、これどうしても私、9項目ぐらい書かれていますね。だからそうすると、そこに最低価格ラインが全部無いからやったということはないのです、その中身には。先ほど私言ったように基本は再入札なのです。そこをしっかりとやらないと何のために事後審査型条件付き一般競争入札にしたのかということに、もう1回戻ってしまうのですよ。そんな意味ではもう1回きちんと答弁貰ってないので、何の項でこういうふうになったのか説明をお願いします。

[渡邊政策推進課長挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 大変失礼しました。先ほど説明の中で言葉としてうまくご説明ができていなかったのかもしれませんが、一応地方自治法の施行令167条の2第1項、先ほど9項目ありましたといった中の第8号の規定に基づきまして今回随意契約の流れに沿らせていただいたところです。この8の根拠は、競争入札に付し入札者が無い時、また、再度入札に付し落札者が無い。こういった状況になったことから今回一番価格帯の事業者さんと随意契約を協議させていただいたことで、こちらは法令的な根拠ということになります。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後のことなのですが、今回告示の仕方で2回目に入札、その後は随意契約でということで告示をしたことなのですが。2回目も例えば今回のように不落になる場合も今後想定されて告示の時には再入札もあり得ると告示していくのかどうか。その辺含めて、先ほど言われた条例の根拠をもって今後もやっていきますっていうならあれなのですが、その辺のところの今後の整理はどのようになっていくのかお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） いろいろご意見を賜りまして、安平町としては今この議論の中で示させていただいているルールの中で執り進めさせていただいているのですが、決して再入札ができないとかではなく、今、安平町の手続き上としては2回の入札後随意契約という取り決めの中で、合併の協議というか旧町時代も同じような取り扱いではなかったのかなとは思っていますが、そういったルールに従ってやっている内容となっていますので、曖昧規定な、再度入札ができるようなことができるという書き方はできないのですが、ケースによって今後今回の議会議論、ご意見を踏まえまして、一案件一案件入札については入札の選考委員会もありますので、今回いただいたものを内部で整理させていただいた上で今後の執行事務に取り扱いをさせていただきますよう検討も含めてさせていただければと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 申し訳ございませんが、私は今までの説明と皆さんのご意見等を聞いてどうも今回の契約についてはおかしい部分があるのかもしれないが、これは非常にレアだと言われてもなかなか理解しにくい。本当にもう一度しっかり調べる必要があるのではないかと思います。この案件については同意できません。

○議長（多田政拓君） 只今、高山議員から本案に反対の発言がありました。次に本案に賛成の方の発言を許します。発言はありますか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 先ほど梅森議員からもあったように、もう少し詳しい説明が欲しかったところは正直ありますが、この工事については何かルール上また法律上に違反していることでもないし、先ほど課長からも答弁がありましたように瑕疵もないということでしたので、私はこの案件については賛成します。

○議長（多田政拓君） 他に反対の方の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第3号、町民センター改修機械設備工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：工藤秀、鳥越、工藤隆、箱崎、梅森）

（反対：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

○議長（多田政拓君） ご着席ください。起立者は5名です。議長を除いた只今の出席議員は10名です。よって賛成と反対が同数ですので地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して採決します。

議案第3号について議長は可とします。

---

◎ 日程第7 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第7、議案第4号 町民センター改修電気設備工事請負契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第4号朗読

議案第4号

町民センター改修電気設備工事請負契約の締結について

町民センター改修電気設備工事を施工するため、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年5月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

町民センター改修電気設備工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1 契約の目的  | 町民センター改修電気設備工事 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札         |
| 3 契約の金額  | 203,500,000円   |
| 4 契約の相手方 | 新興・藤田経常建設共同企業体 |



代表者 苫小牧市新開町3丁目10番1号  
株式会社 新興電気  
代表取締役 中山 卓也

構成員 勇払郡安平町早来大町63番地  
株式会社 藤田電気工事  
代表取締役 藤田 要

入札結果は参考資料のとおりですが、4社による入札を実施し予定価格に対して98.68%で落札という結果になっています。

補足説明ですが、入札告示抜粋資料をご覧ください。町民センター改修電気設備工事については工事期間、令和6年5月17日から令和7年3月21日まで。工事概要、建築構造、鉄筋コンクリート造3階建、建築面積1977.45㎡、延床面積3533.83㎡にかかる電気設備工事一式となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付された案件の審議は全て終了しました。会議の議事運営に特段の協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和6年第4回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後0時1分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

副議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_